

様式6

林業経営体名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所 の所在地	電話番号	認定事業主
84	令和7年9月9日 ()	合同会社 馬込屋	代表社員 馬込 航平	鹿児島県肝属郡錦 江町田代麓2814	0994-25-1550	有

注:「認定事業主」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主のこと。

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
2 人 (2 人)	人 (人)	有	有	2 人	5.2 %	2 人	2 人	2 人	人
登録情報の変更時点の状況(年 月 日)									
人 (人)	人 (人)			人	%	人	人	人	人

5年後の目標 (うち常用)
7 人 (7 人)

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。
※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。
注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。
注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数									
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター (森林総合監 理士)	
1 人	1 人	人	2 人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。
注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。
注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。
注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】												
グラブ プル	プロセッ サ	ハーベス タ	フォワー ダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー パンチャ	スキッド	林内作業車				
登録情報の変更時点の状況(年 月 日)												
5年後の目標												
1台			1台					1台				

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないと
すること。

4. 事業量等

実績【事業期間 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日】															
	素材生産						造林事業			左記以外の 林業の 事業量	事業区域	素材生産の 請負がある場 合は、主な業 者名を記載	造林の請負があ る場合は、主な 業者名を記載		
	主 伐			間 伐			植 付(ha)	下刈り(ha)	その他						
	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)									
直営							7.98	45.39	37	63	鹿児島 県	-	大隅森林組合 協栄木材(株) 大隅森林管理署		
直営 以外								(4.65)							
合計							7.98	45.39		(4.65)					
登録情報の変更時点の状況【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】															
直営											鹿児島 県				
直営 以外															
合計															
5年後の目標【事業期間 令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日】															
	素材生産						造林事業			左記以外の 林業の 事業量	事業区域	素材生産の 請負がある場 合は、主な業 者名を記載	造林の請負があ る場合は、主な 業者名を記載		
	主 伐			間 伐			植 付(ha)	下刈り(ha)	その他						
	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)									
直営	2.00	1,000	8.0	5.00	200	4.4	20.00	130.00	100	100	鹿児島 県	-	大隅森林管理署 協栄木材(株) 大隅森林組合 南大隅支所		
直営 以外								(70.00)							
合計	2.00	1,000		5.00	200		20.00	130.00		(70.00)					

※上段に民有林、下段に国有林の実績、5年後の目標を記載すること。（下段の国有林は()書き表示）

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、他社から請負ったものを含め事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という。）。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- ・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制
- ・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制
(連携相手等の名称:)

有して いる	今後整備 する	
☐	☒	(3 年後)
☐	☒	(3 年後)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後整備する」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に整備する意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

(2)適切な更新

- ・自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施
- ・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

取り組ん でいる	今後取り 組む	
☐	☒	(3 年後)
☐	☒	(3 年後)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

6. 生産管理の取組

- ・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し
- ・作業システムの改善
- ・その他 (シンプルな作業システムの構築、丁寧な仕事)

取り組ん でいる	今後取り 組む	
☒	☐	(年後)
☒	☐	(年後)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

7. 原木の安定供給・流通合理化等

- ・製材工場等需要者との直接的な取引
(取引先名:)
- ・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名:)
- ・その他 ()

取り組ん でいる	今後取り 組む	
☐	☐	(年後)
☐	☐	(年後)

※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

8. 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・伐採と造林の一貫作業システムの導入
- ・コンテナ苗の使用
- ・低密度植栽
- ・下刈りの省略
- ・その他 ()

取り組ん でいる	今後取り 組む	
☐	☒	(1 年後)
☒	☐	(年後)
☐	☒	(1 年後)
☐	☐	(年後)

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・経営体独自の行動規範の策定
- ・所属する業界団体等による行動規範の策定
(策定主体:)
- ・都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守
(策定主体: 鹿児島県(素材生産事業連絡協議会・県森連))
- ・その他 ()

策定・遵 守済	策定・遵 守予定	
☐	☒	(1 年後)
☐	☐	(年後)
☒	☐	(年後)

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

10. 雇用管理の改善

- ・現場作業員の常用化
- ・現場作業職員への月給制の導入
- ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・その他

取り組んでいる	今後取り組む	
☒	☐	(年後)
☒	☐	(年後)
☒	☐	(年後)
☒	☒	(1 年後)

11. 労働安全対策等

- ・リスクアセスメント
- ・防護具等の着用の徹底
- ・作業現場の安全巡回
- ・専門家による安全診断・指導
- ・その他

取り組んでいる	今後取り組む	
☒	☐	(年後)
☒	☐	(年後)
☒	☐	(年後)
☐	☒	(1 年後)

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

12. コンプライアンスの確保

- ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である。
- ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である。
- ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である。
- ・9の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である。
- ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である。
(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等)

はい	いいえ
☐	☒
☐	☒
☐	☒
☐	☒
☐	☒

※該当する項目にチェック。

13. その他(安全対策の取組状況、地域への貢献、表彰実績等)

安全対策の取組状況、地域への貢献、表彰実績等に関する情報	
林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部への加入の有無	無
安全対策の取組状況 ・リスクアセスメント ・ヒヤリハット報告	

※表彰実績は過去10年間、地域への貢献活動等は過去5年間における企業としての実績を記載できるものとする。